



## 令和7年度における沖縄地区の独占禁止法の運用状況等について

令和8年6月25日  
内閣府沖縄総合事務局  
総務部公正取引課

### 第1 独占禁止法違反事件等の処理状況

1 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野や農業・漁業分野における独占禁止法違反被疑行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

そして、公正取引委員会は、一般から提供された情報（申告）、自ら探知した事実等を検討し、必要な審査を行い、審査の結果、違反行為が認められたときは、違反行為をした事業者等に対し、違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち、価格カルテル・入札談合・受注調整、優越的地位の濫用等については、違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。また、違反被疑行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められるときは、確約手続を適用している。

2 最近の独占禁止法違反事件等の処理状況（不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものを除く。）

最近の5年間における沖縄地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりである。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課  
電話 098-866-0049（直通）  
ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/okinawa/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/)

### 独占禁止法違反事件等の処理件数

(単位：件)

処理内容		年 度					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
審査 件 数	前年度からの繰越し	0	1	0	0	0	
	年度内新規着手	3	1	2	4	0	
	合 計	3	2	2	4	0	
処 理 件 数	法的措置(注1)	0	0	0	0	0	
	そ の 他	排除措置命令等	0	0	0	0	0
		警 告(注2)	0	0	0	3	0
		注 意(注3)	2	2	2	1	0
		打切り(注4)	0	0	0	0	0
小 計	2	2	2	4	0		
合 計		2	2	2	4	0	
次年度への繰越し		1	0	0	0	0	

(注1)「法的措置」とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2)「警告」とは、排除措置命令を採るに足る証拠が得られないが、違反の疑いがある場合に行う措置である。

(注3)「注意」とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。

(注4)「打切り」とは、違反行為が認められない等により、審査を打ち切る場合をいう。

### 3 独占禁止法違反事件等の概要

公正取引委員会は、申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売事業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売事業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

令和7年度においては、石油製品の小売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして沖縄地区で10件の注意を行った。

## 第2 企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

### 1 企業結合関係届出

独占禁止法では第4章において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止(第9条)及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限(第11条)について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務(第10条及び第13条から第16条まで)を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。

最近5年間において、沖縄地区では企業結合関係届出はなかった。

## 2 協同組合届出

中小企業等協同組合法は、同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し、同法第7条第1項第1号に規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組合員が同小規模事業者でなくなったときには、その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同条第3項）。

最近5年間における沖縄地区の同項に基づく届出件数は、次のとおりである。

中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出件数（単位：件）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0	0	1	0	0

## 第3 広報・広聴活動

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、次のような広報・広聴活動を行っている。

### 1 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

令和7年度においては、(1) 独占禁止法等の法執行、(2) 競争環境の整備に係る調査・提言、(3) 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割、(4) 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制、(5) 地域経済の実情と競争政策上の課題、(6) 広報・広聴活動についての意見聴取をそれぞれ行った<sup>(注)</sup>。

(注) 聴取した意見の概要は、他の地区のものと合わせて令和8年6月3日に公表されている。

### 2 有識者との懇談会

各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催している。

沖縄地区における有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会の開催は3年に1度となっており、令和7年度は開催していない。なお、これまでには、那覇市で19回開催している。

令和7年度においては、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課長と各地の有識者

との懇談会を、那覇市（7回）及び浦添市において、計8回開催した。

### 3 独占禁止法説明会等

公正取引委員会は、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催しているほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。

沖縄地区では、令和7年度は独占禁止法に関する説明会等を5回実施した。また、入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を10回実施した。

### 4 独占禁止法教室（出前授業）

将来を担う中学生、高校生、大学生等を対象に、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。

沖縄地区では、令和7年度は中学生向け独占禁止法教室を1回、高校生向け独占禁止法教室を2回、大学生向け独占禁止法教室を3回それぞれ開催した。

### 5 相談業務

公正取引委員会は、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、相談を受け付けている。

最近5年間における沖縄地区の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
独占禁止法	47	55	94	59	53

令和7年度における沖縄地区の取適法の運用状況等について（概要）

令和8年6月25日  
内閣府沖縄総合事務局  
総務部公正取引課

第1 取適法の運用状況

1 取適法違反被疑事件の処理状況

(1) 措置件数 80 件

    勧告：2 件（製造委託等<sup>（注1）</sup> 2 件）

    指導：78 件（製造委託等 41 件、役務委託等<sup>（注2）</sup> 37 件）

(2) 違反行為の類型別件数<sup>（注3）</sup>

    ア 手続規定違反（発注内容等の明示義務違反等）

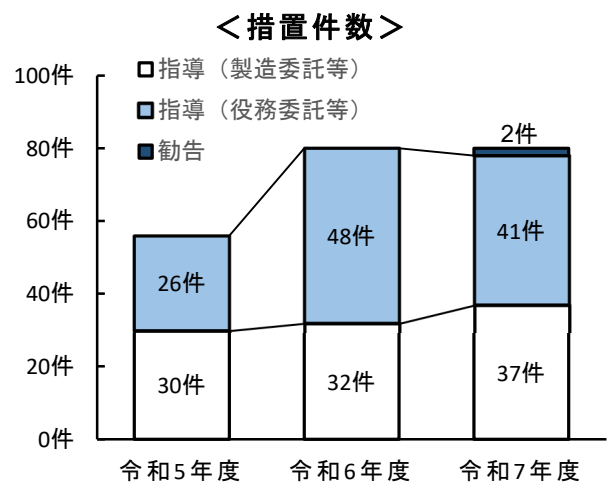
        72 件（製造委託等 41 件、  
            役務委託等 31 件）

    イ 実体規定違反（減額、支払遅延  
        等中小受託事業者に不利益を与  
        える行為）

        65 件（製造委託等 33 件、  
            役務委託等 32 件）

    ＜主な違反行為類型＞

- ① 支払遅延（30件）
- ② 減額（17件）
- ③ 買ったとき（8件）



（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

（注3）1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

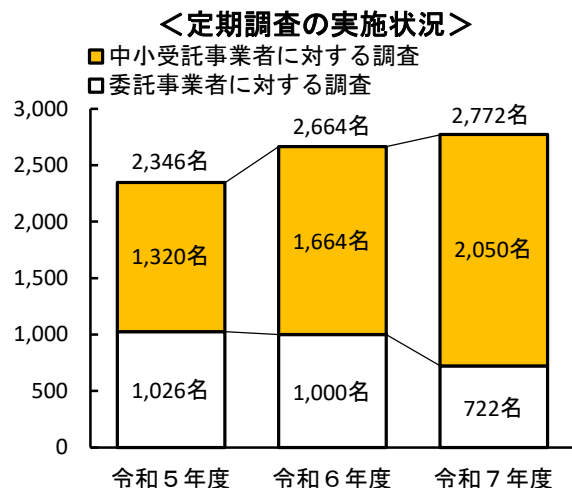
2 定期調査の実施状況

(1) 委託事業者に対する定期調査

    722 名（製造委託等 390 名、  
        役務委託等 332 名）

(2) 中小受託事業者に対する定期調査

    2,050 名（製造委託等 933 名、  
        役務委託等 1,117 名）



問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/okinawa/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/)

## 第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

沖縄公正取引課では、取適法等の周知のため、事業者向け主催説明会を3回実施した。また、事業者団体が主催する説明会への講師派遣や中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施するとともに、取適法等に係る相談77件に対応した。

## 令和7年度における沖縄地区の取適法の運用状況等について

令和8年6月25日  
内閣府沖縄総合事務局  
総務部公正取引課**第1 取適法の運用状況**

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

**1 取適法違反被疑事件の処理状況****(1) 処理状況**

取適法違反被疑事件の処理件数は85件であり、このうち80件について、①取適法第10条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

**ア 勧告（第1表及び別紙1参照）**

令和7年度の勧告件数は2件であり、いずれも製造委託等<sup>（注）</sup>に係るものであった。勧告の公表を開始した平成16年度以降、沖縄県に本店を置く事業者に対する初めての勧告事例である。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、不当な経済上の利益の提供要請が2件となっている。

具体的な違反行為としては、中小受託事業者に、委託事業者や中小受託事業者が所有する金型等を無償で保管させる、不当な経済上の利益の提供要請であった。

（注）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

**イ 指導（第1表及び別紙2参照）**

令和7年度の指導件数は78件であり、そのうち製造委託等に係るものが41件、役務委託等<sup>（注）</sup>に係るものが37件であった。

（注）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

第1表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	措置			不問	計
		勧告	指導	小計		
令和7年度	全国	39	8,261	8,300	30	8,330
	沖縄	2	78	80	5	85
製造委託等	全国	37	5,337	5,374	22	5,396
	沖縄	2	41	43	2	45
役務委託等	全国	2	2,924	2,926	8	2,934
	沖縄	0	37	37	3	40
令和6年度	全国	21	8,230	8,251	55	8,306
	沖縄	0	80	80	12	92
製造委託等	全国	17	5,420	5,437	31	5,468
	沖縄	0	32	32	8	40
役務委託等	全国	4	2,810	2,814	24	2,838
	沖縄	0	48	48	4	52
令和5年度	全国	13	8,268	8,281	47	8,328
	沖縄	0	56	56	10	66
製造委託等	全国	12	5,329	5,341	21	5,362
	沖縄	0	30	30	3	33
役務委託等	全国	1	2,939	2,940	26	2,966
	沖縄	0	26	26	7	33

(注) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

(2) 取適法違反行為の類型別件数等 (第2表参照)

ア 勧告又は指導が行われた違反行為等を類型別にみると、合計で137件となっており、このうち、製造委託等に係るものが74件、役務委託等に係るものが63件となっている。

イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定に係る違反(取適法第4条、第7条又は第12条違反)が72件(類型別件数の合計の52.6%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが41件、役務委託等に係るものが31件となっている。

ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反(取適法第5条違反)が65件(実体規定違反行為の類型別件数の合計の47.4%)となっている。その内訳は、①支払遅延が30件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の46.2%)と最も多く、次いで②製造委託等代金<sup>(注)</sup>の減額が17件(同26.2%)、③買ったたきが8件(同12.3%)等となっており、これら3つの行為類型で全体の約8割を占めている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は33件であり、その内訳は、①支払

遅延が15件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の45.5%）、②製造委託等代金の減額が8件（同24.2%）、③利益提供要請が5件（同15.2%）等となっている。

- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は32件であり、その内訳は、①支払遅延が15件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の46.9%）、②製造委託等代金の減額が9件（同28.1%）、③買ったたきが6件（同18.8%）等となっている。

(注) 製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

第2表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反				実体規定違反												合計
		明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和7年度	全国	6,242	644	0	6,887	32	3,787	1,323	52	1,006	23	74	145	454	332	0	7,228	14,115
	沖縄	62	10	0	72	0	30	17	1	8	0	0	0	5	4	0	65	137
製造委託等	全国	4,209	399	0	4,609	27	2,283	923	49	630	16	69	135	386	242	0	4,760	9,369
	沖縄	35	6	0	41	0	15	8	1	2	0	0	0	5	2	0	33	74
役務委託等	全国	2,033	245	0	2,278	5	1,504	400	3	376	7	5	10	68	90	0	2,468	4,746
	沖縄	27	4	0	31	0	15	9	0	6	0	0	0	0	2	0	32	63
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	沖縄	58	12	0	70	0	36	13	0	2	0	0	0	1	0	0	52	122
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	沖縄	28	4	0	32	0	12	7	0	0	0	0	0	1	0	0	20	52
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	沖縄	30	8	0	38	0	24	6	0	2	0	0	0	0	0	0	32	70
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	沖縄	44	3	0	47	0	28	7	0	0	1	1	0	0	0	0	37	84
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	沖縄	26	2	0	28	0	11	5	0	0	1	1	0	0	0	0	18	46
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	沖縄	18	1	0	19	0	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	19	38

(注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

(3) 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者8名<sup>(注1)</sup>から、中小受託事業者31名<sup>(注1)</sup>に対し、遅延利息の支払等、総額232万円<sup>(注2)</sup>の原状回復が行われた。

(注1) 委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。

(注2) 原状回復額は後記イの令和5年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 支払遅延事件においては、委託事業者4名から、中小受託事業者18名に対し、188万円の遅延利息が支払われた（第3表参照）。

第3表 支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った委託事業者数	支払を受けた中小受託事業者数	支払の年度総額（原状回復額）
		令和7年度	全国	53名
	沖縄	4名	18名	188万円
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	沖縄	5名	46名	101万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	沖縄	5名	8名	8万円

イ 製造委託等代金の減額事件においては、委託事業者2名から、中小受託事業者6名に対し、4万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 製造委託等代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	支払を行った委託事業者数	支払を受けた中小受託事業者数	支払の年度総額（原状回復額）
		令和7年度	全国	37名
	沖縄	2名	6名	4万円
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	沖縄	1名	54名	6万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	沖縄	1名	3名	2,915円

ウ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、委託事業者2名から、中小受託事業者7名に対し、39万円の利益提供分の金銭が返還された（第5表参照）。

第5表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年度	項目	支払を行った委託事業者数	支払を受けた中小受託事業者数	支払の年度総額（原状回復額）
		令和7年度	全国	60名
	沖縄	2名	7名	39万円
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	沖縄	—	—	—
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	沖縄	—	—	—

(注) 該当がない場合を「-」で示した。

## 2 定期調査の実施状況等

中小受託取引においては、委託事業者の取適法違反行為により中小受託事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反被疑事実を情報提供しやすい環境の整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

### (1) 定期調査の実施（第6表参照）

令和7年度においては、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（以下「沖縄公正取引課」という。）管内（以下「沖縄地区」という。）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者722名（製造委託等390名、役務委託等332名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者2,050名（製造委託等933名、役務委託等1,117名）を対象に定期調査を実施した。

第6表 定期調査の実施状況

[単位：名]

年度	区分	委託事業者調査		中小受託事業者調査		合計	
		全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄
令和7年度		65,000	722	300,000	2,050	365,000	2,772
	製造委託等	39,851	390	188,831	933	228,682	1,323
	役務委託等	25,149	332	111,169	1,117	136,318	1,449
令和6年度		90,000	1,000	330,000	1,664	420,000	2,664
	製造委託等	53,144	563	214,316	835	267,460	1,398
	役務委託等	36,856	437	115,684	829	152,540	1,266
令和5年度		80,000	1,026	330,000	1,320	410,000	2,346
	製造委託等	46,900	577	199,138	498	246,038	1,075
	役務委託等	33,100	449	130,862	822	163,962	1,271

なお、中小受託事業者を対象とした定期調査においては、

- ① 情報源が委託事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること
- ② 定期調査等を情報源として多くの取適法違反行為の是正措置を採っていること
- ③ 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

を案内することにより、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 新規着手状況（第7表参照）

新規に着手した取適法違反被疑事件は85件（製造委託等46件、役務委託等39件）である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが84件（製造委託等46件、役務委託等38件）、申告によるものが1件（役務提供委託1件）である。

第7表 取適法の新規着手状況

[単位：件]

区分		定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計
年度					
令和7年度	全国	8,156	161	9	8,326
	沖縄	84	1	0	85
製造委託等	全国	5,264	125	9	5,398
	沖縄	46	0	0	46
役務委託等	全国	2,892	36	0	2,928
	沖縄	38	1	0	39
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272
	沖縄	96	1	0	97
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455
	沖縄	40	0	0	40
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817
	沖縄	56	1	0	57
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232
	沖縄	66	0	0	66
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306
	沖縄	33	0	0	33
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926
	沖縄	33	0	0	33

## 第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は次のとおりである。

### 1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。令和7年度においては、沖縄公正取引課では77件の相談に対応した。

### 2 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における沖縄地区の取引適正化協力委員（定員）は3名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買ったたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

### 3 コンプライアンス確立への積極的支援

沖縄公正取引課では、取適法の周知のため、沖縄地区での事業者向け主催説明会の開催、事業者団体が主催する説明会への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施した。

また、改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて説明を行った。

さらに、令和7年度においては、内閣府沖縄総合事務局の広報誌「群星」及び公式 SNS で、YouTube 公正取引委員会チャンネルで配信した取適法の解説動画及び改正ポイントを中心とした取適法の解説記事を案内した。

## 令和 7 年度における勧告事件（2 件）

一連 番号	件名	概 要	違反法条（注）	勧告 年月日
1	(株)YKK AP 沖縄に 対する件	(株)YKK AP 沖縄は、自社が製造を請け負う建材の部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、下請事業者が所有する金型を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者 1 名に対し、1 型の金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第 4 条 第 2 項第 3 号 （不当な経済 上の利益の提 供要請の禁 止）	8. 3. 10
2	琉球 YKK AP 工業(株) に対する件	琉球 YKK AP 工業(株)は、自社が販売する建材及び工具並びにその部品等（以下「本件製品等」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和 6 年 5 月 10 日から令和 8 年 1 月 30 日までの間、琉球 YKK AP 工業(株)が所有し下請事業者に貸与していた金型又は樹脂型及び下請事業者が所有する金型又は樹脂型（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者 6 名に対し、合計 87 型の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第 4 条 第 2 項第 3 号 （不当な経済 上の利益の提 供要請の禁 止）	8. 3. 10

（注）実際に適用した法律等を記載している。

## 令和 7 年度における主な指導事件

**1 書面の交付義務（下請法第 3 条）**

- 貨物の集荷・配送等を下請事業者へ委託している A 社は、発注時に交付する書面に必要記載事項の一部である下請事業者の名称及び下請代金の額を記載していなかった。

**2 書類の作成・保存義務（下請法第 5 条）**

- Web コンテンツの制作等を下請事業者へ委託している B 社は、一部の下請事業者について、下請事業者の給付の内容等の必要記載事項を記載した書類を 2 年間保存していなかった。

**3 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 2 号）**

- ① 運転代行業務等を下請事業者へ委託している C 社は、一部の下請事業者に対し、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。
- ② 自動車修理等を下請事業者へ委託している D 社は、一部の下請事業者に対し、毎月末日締切、翌々月末日払の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

**4 下請代金の減額の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 3 号）**

- システム構築等の業務を下請事業者へ委託している E 社は、下請事業者との協議により単価を引き下げることとし、引下げ後の単価は特定月から適用することを下請事業者との間で合意したにもかかわらず、特定月の前月から引下げ後の単価を適用することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

（注）実際に適用した法律を記載している。

令和7年度における沖縄地区のフリーランス・事業者間取引適正化等法  
第2章の運用状況等について

令和8年6月25日  
内閣府沖縄総合事務局  
総務部公正取引課

第1 フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章<sup>1)</sup>の運用状況

1 違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

(1) 新規着手件数（第1表参照）

令和7年度に新規に着手した違反被疑事件は20件である。

(2) 処理状況（第1表参照）

令和7年度の違反被疑事件の処理件数は19件であり、その全てについて、フリーランス・事業者間取引適正化等法第22条の規定に基づく指導の措置を講じている。

（第1表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況）

年度	項目	新規着手件数	処理件数				
			措置			不問	計
			勧告	指導 (注2)	小計		
令和7年度	全国	1,626	10	1,542	1,552	45	1,597
	沖縄	20	0	19	19	0	19
令和6年度 (注1)	全国	137	0	54	54	42	96
	沖縄	0	0	0	0	0	0

（注1）令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

（注2）指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

問い合わせ先 沖縄総合事務局総務部公正取引課

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/okinawa/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/)

<sup>1</sup> フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章（特定受託事業者に係る取引の適正化）を公正取引委員会及び中小企業庁が担当しており、同法第3章（特定受託業務従事者の就業環境の整備）は厚生労働省が担当している。

## 2 違反行為の類型別件数（第2表参照）

措置件数を違反行為の類型別にみると、全体で33件であり、そのうち、①取引条件の明示義務違反が最も多く14件（違反行為の類型別件数の合計の42.4%）、次いで②期日における報酬の支払義務違反が13件（同39.4%）、③買ったたきが3件（同9.1%）となっており、これら3つの行為類型で全体の9割超を占めている。

（第2表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の類型別件数）

違反行為類型	全国		沖縄	
	件数	割合	件数	割合
取引条件の明示義務違反	1,126	41.3%	14	42.4%
期日における報酬の支払義務違反	1,135	41.6%	13	39.4%
受領拒否	0	0.0%	0	0.0%
報酬の減額	103	3.8%	1	3.0%
返品	0	0.0%	0	0.0%
買ったたき	250	9.2%	3	9.1%
購入・利用強制	3	0.1%	0	0.0%
不当な経済上の利益の提供要請	30	1.1%	1	3.0%
不当な給付内容の変更・やり直し	80	2.9%	1	3.0%
報復措置	0	0.0%	0	0.0%
合計	2,727	100.0%	33	100.0%

（注1）1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）取引条件の明示義務違反については、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

（注3）小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

## 第2 フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

### 1 講師派遣

公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、公正取引委員会事務総局等の職員を講師として派遣しており、令和7年度において、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（以下「沖縄公正取引課」という。）では2回派遣した。

### 2 相談対応

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、相談を受け付けている。令和7年度において、沖縄公正取引課

では 29 件の相談に対応した。

また、令和 2 年 11 月から、フリーランスが契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル 110 番」が設置されているところ、当該窓口の運営に当たっては、公正取引委員会も関係省庁として連携している。

フリーランス、個人事業主などで

## 契約・お仕事上のトラブルに お悩みの方へ

相談料  
無料

相談から解決まで、  
弁護士がワンストップでサポートします！

相談無料   秘密厳守   匿名相談可  
対面・Web相談可   和解あっせん手続費用無料

受付時間  
9:30～16:30（土日祝日を除く）

こんなトラブル、私たちにご相談ください！

**あいまいな契約**

報酬が明示されない状態で  
作業進行、口頭でのやり取りばかり  
で契約書がない、修正の繰り返し  
で作業が完了しない。

**報酬の未払い**

報酬の未払いや一方的な減額、  
報酬期限の引き伸ばし、  
納品後のクライアント会社の  
倒産、音信不通。

**ハラスメント**

精神的な攻撃や契約にない  
作業の強要、一方的な契約の  
解消などのパワハラ行為、  
セクハラ行為

企業などの発注事業者からお仕事を受注する  
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールで相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします！

**フリーランス・トラブル110番**  
運営事業者: 第二東京弁護士会  
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。  
和解あっせんの申請書の送付先  
〒110-0013 東京都千代田区有明1-1-3 弁護士会館9F

**0120-532-110**  
通話無料 / 受付時間 9:30～16:30 (土日祝日を除く)  
[help@freelance110.jp](mailto:help@freelance110.jp)  
対面やWeb（ビデオ通話）でもご相談も受け付けています。

公式サイトはコチラ  
<https://freelance110.mhlw.go.jp>  
公式サイトでは具体的な事例やご相談の取扱いなども掲載しています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。

3

## 令和7年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等

令和8年6月25日  
内閣府沖縄総合事務局  
総務部公正取引課  
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和7年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

### 第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

#### 1 概況

景品表示法違反被疑事件については、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（以下「沖縄公正取引課」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和7年度における景品表示法の事件処理件数は、指導が10件であった（令和7年度の主要な指導事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
表示事件	1	0	0	0	2	10	3	10
景品事件	0	0	(注)	(注)	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	2	10	3	10

（注） 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 沖縄総合事務局総務部公正取引課

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/okinawa/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/)

## 2 表示事件

令和7年度に処理した表示事件は10件で、その内訳は有利誤認（景品表示法第5条第2号）が10件であった。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
優良誤認 （第5条第1号）	0	0	0	0	0	0	0	0
有利誤認 （第5条第2号）	1	0	0	0	2	10	3	10
第5条第3号に 基づく告示 （第5条第3号）	0	0	（注）	（注）	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	2	10	3	10

（注） 第5条第3号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

## 3 景品事件

令和7年度に処理した景品事件はなかった。

## 4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講ずべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和7年度に沖縄公正取引課及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は10件であった。

## 第2 景品表示法の普及・啓発活動等

### 1 景品表示法に関する相談

令和7年度に受け付けた相談件数は34件であった。具体的な相談内容としては、①商品の表示に関する相談、②チラシ広告等の表現に関する相談、③飲食店における看板表示に関する相談、④景品類を提供する際の取引価額や提供限度額に関する相談、⑤ステルスマーケティングに関する相談等が挙げられる。

### 2 景品表示法に関する講師派遣等

令和7年度において、事業者団体が開催する講習会や大学の講義に計5回（事業者団体：2回、大学：3回）講師を派遣した。



事業者団体における講演会の様子

### 3 関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（令和7年5月及び10月）に参加し、景品表示法違反被疑事件への厳正な対応等について情報共有を図った。

また、沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会が主催する通常総会（令和7年6月）及び観光土産品認定審査会・試買審査会（同年12月）並びに全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（九州・沖縄ブロック）」（同年10月）に出席して意見交換を行うなど、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

## 令和7年度の主要な指導事件

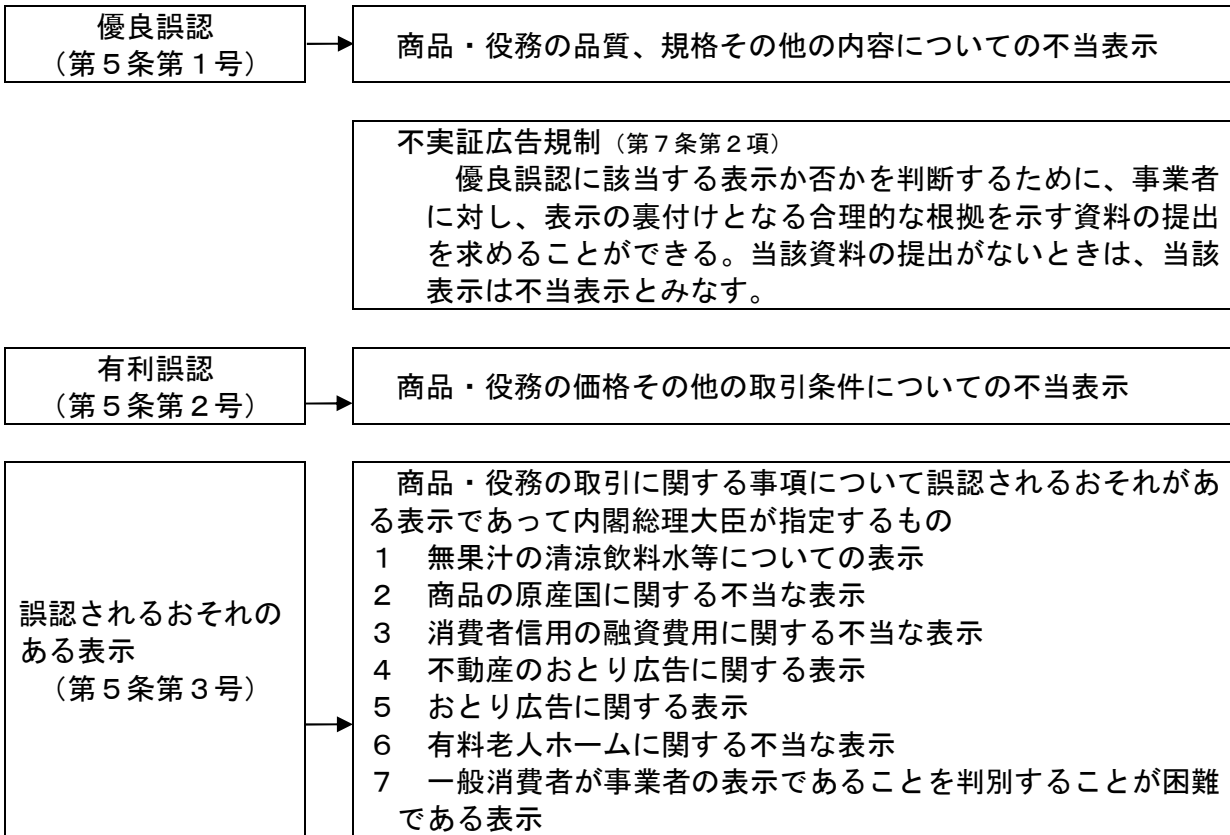
## 有利誤認（景品表示法第5条第2号）

事 件 概 要
A社は、アウトドア体験のプラン（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、「△△円→□□円」と表示するなど、実際の提供価格に当該価格を上回る価額（以下「比較対象価格」という。）を併記することにより、あたかも、比較対象価格は通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該比較対象価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、比較対象価格は、本件役務について最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。
B社は、レギュラーガソリン及び軽油（以下「本件2商品」という。）を販売するに当たり、B社が運営するガソリンスタンドの店頭に設置した看板において、それぞれ「レギュラー ○○円」、「軽油 △△円」などに表示することにより、あたかも、本件2商品の表示価格が誰にでも適用されるかのように表示していたが、実際には、表示された価格は、会員向け決済ツールにより購入代金を支払おうとする者に限定して適用されるものであった。

（注） 指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

## 景品表示法による規制の概要

### <表示>



### <景品>

一般懸賞 (昭和52年告示3号)	懸賞に係る取引の価額	景品類限度額	
		最高額	総額
	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%
	5,000円以上	10万円	
共同懸賞 (昭和52年告示3号)	景品類限度額		
	最高額	総額	
	取引の価額にかかわらず 30万円		懸賞に係る売上 予定総額の3%
総付景品 (昭和52年告示5号)	取引の価額	景品類の最高額	
	1,000円未満	200円	
	1,000円以上	取引価額の2/10	
業種別 景品告示 (4業種)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新聞業</li> <li>2 雑誌業</li> <li>3 不動産業</li> <li>4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業</li> </ol>		

## ○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （景品類の制限及び禁止）

**第四条** 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

### （不当な表示の禁止）

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
  - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
  - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
  - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

#### （課徴金納付命令）

**第八条** 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2～6 （略）

#### （事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

**第二十二条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

**(指導及び助言)**

**第二十三条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

**(勧告及び公表)**

**第二十四条** 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第二十二條第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

**(報告の徴収及び立入検査等)**

**第二十五条** 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

**(権限の委任等)**

**第三十八条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

### （公正取引委員会への権限の委任）

**第十五条** 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。